

**Q1 ホームページの「新規作成」とは。**

A 現在ホームページを持っていない事業者が、新たに自社のホームページを作成することを指します。

**Q2 ホームページの「改修」とは。**

A 現在持っているホームページが古くなった等を理由に全面的に改修することを指します。  
画像の差し替えやページの追加のみでは改修には当てはまらないのでご注意ください。既存の HP がある場合は改修で申請してください。

**Q3 法人住民税の納税証明書は原本でないと申請ができないのか。また、領収書で代用することはできないか。**

A 法人住民税の納税証明書は原本の提出となります。税の滞納がないことを確認させていただいておりますので、領収書では申請いただけません。

**Q4 法人住民税の納税証明書はどこで取得できるのか。**

A 葛飾区役所 2F 都税事務所で取得（有料）することができます。

**Q5 申請書類の提出は郵送でも良いか。**

A 産業経済課経営支援係へ持参のほか、オンライン申請、郵送での提出も受け付けております。

**Q6 既に自社のホームページを持っているが、新しく立ち上げた事業のホームページを作成したい。この場合、補助金を申請することはできるか。**

A この補助金は自社のホームページをお持ちでない場合、または既存のホームページが古くなる等、全面的な改修を行う場合が対象となります。そのため、既に自社のホームページをお持ちの場合は補助金の対象外となります。

**Q7 年度末に補助金の申請を行いたいのだが、問題はないか。**

A 補助金の申請は2月26日までですが、3月31日までにホームページの作成事業を完了し、実績報告書、制作委託先からの請求書と領収書を提出していただく必要があります。そのため、余裕を持ったご申請をお願いいたします。

**Q8 個人事業主として葛飾区内で1年以上事業を営んでいるが、税務署に開業届は提出していない。他の書類で代用はできないか。また、区外にも事業所があり、その事業所のホームページを作成したいが、補助金の対象になるか。**

A 開業届が提出できない場合、直近の確定申告書（第一表、第二表）の控えの写し2年分を提出してください。また、区外事業所のみホームページは対象外となります。区内に本店または事業所があることが、作成・改修したホームページで確認できない場合は、補助金の対象となりませんのでご注意ください。

**Q9 個人事業主で葛飾区外に住んでいる場合、どの納税証明書を添付すればいいか？**

A 葛飾区特別区民税（事業所課税分）と居住地における区市町村民税及び都道府県民税の納税証明書が必要です。

**Q10 ECサイトを新規で構築しようと思いますが、対象になりますか？**

A ECサイトのみでは対象となりません。新規作成もしくは改修と同時に行った場合が対象となります。